

## 各種証明書コンビニ交付サービスをご活用ください！

広報誌等で何度かお知らせしていますが、マイナンバーカードをお持ちの方は、役場にお越しいただくことなく、全国のコンビニで各種証明書の交付ができますので、ぜひこのサービスをご活用ください。

### 【ご利用方法】

マイナンバーカードをお持ちの上、コンビニに設置されているキオスク端末（マルチコピー機）で4ケタの暗証番号を入力することで取得することができます。

### 【利用できる店舗】

全国のセイコーマート、セブンイレブンなどマルチコピー機を設置している店舗。

### 【証明書交付可能時間】

コンビニ営業日の午前6時30分から午後11時まで。  
（メンテナンス等により発行できないこともあります）  
※除籍および改製原戸籍についてはコンビニでは交付できません。

※印鑑証明書を役場窓口で交付する際には印鑑登録証が必要ですが、コンビニ交付の際は不要です。

※本籍が幌延町以外にある方が戸籍の証明書を取得しようとするときは、本籍地の市区町村がコンビニ交付サービスに対応している必要がありますので、ご注意ください。

◎マイナンバーカードは現在、公的な本人確認書類等として利用できますが、今後、健康保険証の代わりとしても利用できるようになる予定です。

☆マイナンバーカード未取得の方におかれましては、カードを取得後すぐにサービスをご活用いただきたいところですが、**取得申請をしてからカードがお手元に届くまで2週間程度かかります**ので、お早めの申請をお願いします。

※カード交付窓口は、役場保健福祉課になります。

◇マイナンバーカードの申請方法など、詳しくは下記までお問い合わせください。

### 【交付可能証明書および料金】

本籍が幌延町にある方	
戸籍全部（個人）事項証明書 （いわゆる戸籍謄本（戸籍抄本））	450円
戸籍の附票	300円
住所が幌延町にある方	
個人（世帯全員）の住民票	300円
印鑑証明書	

※料金はマルチコピー機に投入してください。

お問い合わせ先：保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8813

## 固定資産税の家屋に係る手続き等について

### ○家屋を取り壊した場合

「家屋滅失届」を提出してください。現地確認を行った後、家屋の滅失処理をすることにより、翌年度から課税されなくなります。

### ○家屋の名義を変更した場合

「家屋名義変更届」を提出してください。なお、登記されている家屋については、所有権移転登記をすることにより、家屋名義変更届の提出が不要となります。

### ○家屋を新築・増築した場合

新たに固定資産税が課税されます。課税の基礎となる評価額を算出するため、担当職員が家屋調査に伺いますので、完成後お早目にご連絡ください。

### ○固定資産の現況確認の実施について

地方税法の規定により、毎年10月から12月にかけて現況確認を行います。

### ○留意事項

- ・固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に基づいて課税されますので、1月2日以降に取り壊した家屋については、その1年間は課税されることとなります。反対に、1月2日以降に新築された場合には、その1年間は課税されません。
- ・住宅を取り壊した場合は、住宅用地の特例が適用されなくなるため、土地に係る固定資産税が高くなる場合があります。
- ・各種手続き等について、不明な点がありましたら、住民生活課税務保険グループまでお問い合わせください。

お問い合わせ先：住民生活課 税務保険グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8812